

## 鳥屋野潟整備実施計画検討要綱

### (趣旨)

第1条 本要綱は、鳥屋野潟総合整備推進行政連絡会議整備推進部会（以下「部会」という。）が、「鳥屋野潟整備実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定するにあたり、必要な事項を定める。

### (検討の内容)

第2条 検討の内容は、湖岸堤の基本設計（形状など）及び湖岸堤の基本設計と関連計画（公園計画、市道計画、周辺利用計画）との整合並びに現状の自然環境や動植物への配慮に係る事項とする。

### (検討の方法)

- 第3条 部会は、学識経験者、鳥屋野潟漁業協同組合代表、地域自治組織代表で構成する「鳥屋野潟整備実施計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を設置し、検討内容について意見を聴く。
- 2 部会は、検討過程において、検討内容について県民から意見を聴き、検討委員会及び県民の意見を踏まえて、「実施計画（案）」を策定する。

### (補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、検討の実施に関して必要な事項は別に定める。

### (附則)

この要綱は、平成24年7月31日から施行する。